

医 疾 第 78 号

平成 31 年 4 月 15 日

各市町予防接種担当課長 様

静岡県健康福祉部医療健康局疾病対策課長

「風しんの追加的対策における契約に係る対応」について（依頼）

日頃、風しん対策に御尽力いただき、厚くお礼申し上げます。

このことについて国の追加的対策において全国知事会と公益社団法人日本医師会との集合契約が締結されましたが、集合契約の取りまとめ団体のいずれにも所属しない医療機関等（以下「個別対応群」という）が集合契約に参加する場合の対応について、以下のとおり御協力をお願いします。

記

1 対応方法

- 1) 個別対応群が集合契約に参加する場合、個別対応群から別紙 3 の委任状を受領
- 2) 委任状が提出された個別対応群の一覧表を別紙 3 - 2 にて作成
- 3) 別紙 4 の委任状を県へ提出

2 提出期限

平成 31 年 4 月 26 日（金）までに別紙 3 - 2 及び別紙 4 を当課宛て提出

担 当 感染症対策班 大瀧

電話番号 054-221-2986

健健発 0325 第1号
健感発 0325 第3号
平成 31 年 3 月 25 日

各

都 道 府 県
保 健 所 設 置 市
特 別 区

 衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省健康局健康課長
厚生労働省健康局結核感染症課長
(公 印 省 略)

風しんの追加的対策における契約に係る対応について（協力依頼）

風しんの追加的対策については、「予防接種法施行令の一部を改正する政令等の施行等について」（平成 31 年 2 月 1 日付け健発 0201 第 2 号厚生労働省健康局長通知）、「風しんの追加的対策に係る手引について（協力依頼）」（平成 31 年 2 月 8 日付け健健発 0208 第 1 号・健感発 0208 第 2 号厚生労働省健康局健康課長・結核感染症課長通知）及び「風しんの追加的対策に係る対応について（協力依頼）」（平成 31 年 2 月 22 日付け健健発 0222 第 5 号・健感発 0222 第 1 号厚生労働省健康局健康課長・結核感染症課長通知）によりお知らせしたところです。

今般の集合契約の全体像については、別紙 1 「集合契約のイメージ（風しんの追加的対策）」のとおりお知らせしているところですが、医療機関及び健診機関等（以下「医療機関等」という。）のうち、集合契約の取りまとめ団体のいずれにも所属しない医療機関等（以下「個別対応群」という。）が集合契約に参加する場合を含めた対応について、別紙 2 「(改正版) 集合契約のイメージ（風しんの追加的対策）」のとおり、考え方を取りまとめましたので、下記事項について関係者への周知等を図っていただくとともに、実施体制の整備について御協力をお願いいたします。

記

- 1 都道府県（保健所設置市及び特別区を除く。以下同じ。）への依頼事項
都道府県におかれては、以下の対応をお願いします。
 - (1) 実施委託を受ける側として、風しんの抗体検査及び予防接種に係る以下の集合契約における管内の個別対応群の取りまとめ者となっていただきたい。
 - ・実施委託を行う側としての全国知事会が取りまとめた全国の市区町村との集合契約
 - (2) (1) の集合契約の締結に当たり、管内の個別対応群から、当該契約に関する委任状（別紙 3）が管内市区町村（保健所設置市及び特別区を含む。以下同じ。）に提出されるため、管内市区町村から貴職への再委任状（別紙 4）の取りまとめ及び保管を

していただきたい。

なお、都道府県の都合により、個別対応群から市区町村を經由せずに都道府県が直接委任状（別紙3）を取りまとめることとしても差し支えない。

- (3) (2)の再委任状（別紙4）とともに、管内市区町村から貴職へ、委任状（別紙3）を提出した管内の個別対応群をまとめた「実施機関一覧表」が提出されることとなるので、それらの取りまとめ及び保管をしていただきたい。なお、提出された「実施機関一覧表」は、以下の目的に使用するものである。
 - ・全国知事会との委託契約書とあわせて提出する「実施機関一覧表」
 - ・国保中央会における請求支払等の登録事務
 - ・厚生労働省ホームページへの掲載
- (4) 全国知事会との契約書面については、別紙5を御活用されたい。
- (5) 2「市区町村への依頼事項」の内容を管内市区町村に周知していただきたい。

2 市区町村への依頼事項

市区町村におかれては、以下の対応をお願いしたい。

- (1) 集合契約にできるだけ多くの医療機関等が参加いただけるよう、必要に応じて、管内の個別対応群に以下の周知をお願いしたい。
 - ・本事業の趣旨を御理解いただき、集合契約に係る委任状を市区町村又は都道府県といった取りまとめ団体に提出いただきたい。
 - ・風しんの追加的対策の対象男性が、集合契約により風しんの抗体検査又は予防接種を受けられるよう、運用開始に向けた準備を進めていただきたい。
- (2) 集合契約に関する管内の個別対応群の委任状（別紙3）の取りまとめ及び保管をしていただくとともに、当該委任状をもとに「実施機関一覧表」を作成し、再委任状（別紙4）と併せて都道府県に提出いただきたい。

3 その他

今般の取扱いに伴い、都道府県及び市区町村が医療機関の代理人となることについて、民法第108条に規定する双方代理には、以下の理由から該当しないものとする。

なお、本件は全国知事会と調整済みであることを申し添える。

- ・市区町村が都道府県に委任した「日本医師会等との集合契約の締結」に関する事務の範疇であり、自己を代理人とした集合契約の締結もまた、本人の許諾の範囲での代理行為に留まるため。
- ・委託料を始めとした集合契約の諸条件は厚生労働省の「手引き」等により示されており、代理人となることで一方当事者の有利になるような契約締結を行う余地はないため。

※（参考）民法（明治29年法律第89号）

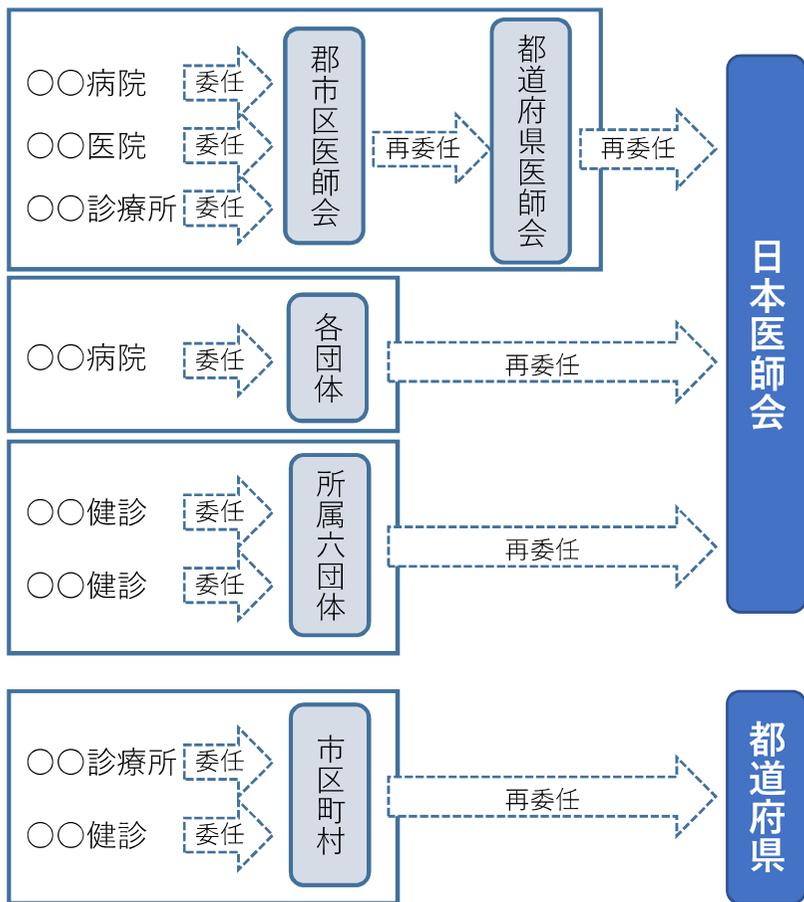
（自己契約及び双方代理）

第108条 同一の法律行為については、相手方の代理人となり、又は当事者双方の代理人となることはできない。ただし、債務の履行及び本人があらかじめ許諾した行為については、この限りでない。

- 抗体検査及び予防接種に係る集合契約の締結について、市区町村は都道府県に委任し、都道府県は全国知事会に再委任する。
- 抗体検査及び予防接種に係る集合契約の締結について、実施機関はそれぞれが所属する郡市区医師会等の取りまとめ団体に委任し、取りまとめ団体は日本医師会に再委任する。なお、取りまとめ団体のいずれにも所属しない実施機関は市区町村に委任し、市区町村は都道府県に再委任する。
- 契約の締結について委任を受けた全国知事会と、日本医師会（及び都道府県）がそれぞれ集合契約を行う。

実施委託を受ける側

実施機関
(医療機関及び健診機関)



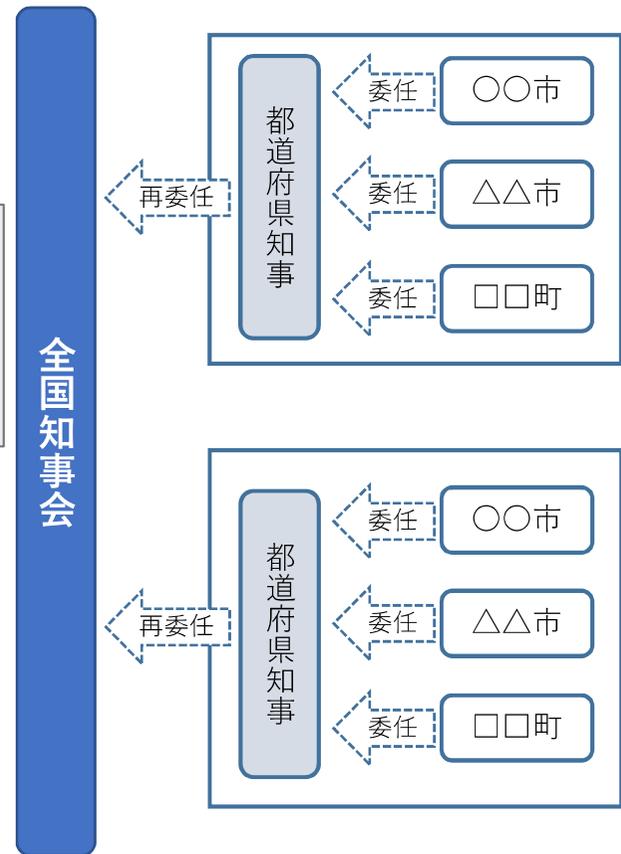
実施委託を行う側

← 集合契約 →

< 集合契約に参加する実施機関の情報 >

- ・ 集合契約に参加する実施機関の情報については、委任先が（自治体と連携して）リスト化し、再委任先に提出する。
- ・ 集約された情報（一覧表）を厚生労働省のHP等に掲載する。

← 集合契約 →



風しんの抗体検査・風しんの第5期の定期接種用

別紙3

※必ずコピーを保管ください。

年 月 日

委任状

【委任者】

①医療機関コード	
②医療機関名	
③郵便番号	
④所在地(要都道府県)	
⑤電話番号(要市外局番)	
※契約代表者役職・氏名	印

*※は本契約代表者を記入し、必ず捺印すること

(記入担当者)

部署・氏名	
メールアドレス	

*メールアドレスについては、共有アドレスでもよいので出来るだけご記入ください。

当院は、〇〇市区町村へ、次の事項についての権限を委任いたします。
記

- ① 予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)附則第3項の規定による読替え後の同令第1条の3第1項の表風しんの項第3号の「昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性」に対して市町村(東京都特別区を含む。以下「市区町村」という。)が実施する風しんの抗体検査及び予防接種法(昭和23年法律第68号)第2条第4項の定期の予防接種(以下「風しんの第5期の定期接種」という。)について、下記に記入した業務範囲のうち、「受託する」に〇を記したものに限り、全国知事会を代理人とした市区町村との委託契約を締結すること。
- ② 上記①に係る契約の締結についての権限を、静岡県に再委任すること。

⑥受託業務

風しんの抗体検査及び風しんの第5期の定期接種について、貴医療機関における受託の可否について御記入下さい。

●風しんの抗体検査

受託する	受託しない

●風しんの第5期の定期接種

受託する	受託しない

(委任とりまとめ者)

〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
〇〇市区町村長
〇〇 〇〇

3月中の日付にして下さい

提出時このコメントは削除してください

委任状

平成31年3月 日

静岡県知事 川勝 平太 殿

〇〇市区町村長 印

予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）附則第3項の規定による読替え後の同令第1条の3第1項の表風しんの項第3号の「昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性」に対して市町村（東京都特別区を含む。以下「市区町村」という。）が実施する風しんの抗体検査及び予防接種法（昭和23年法律第68号）第2条第4項の定期の予防接種（以下「風しんの第5期の定期接種」という。）について、全国知事会を代理人とした市区町村との委託契約（以下「本契約」という。）の締結に当たり、別添「実施機関一覧表」に記載する医療機関及び健診機関から委任された本契約の締結についての下記の権限を貴殿に委任いたします。

記

- 風しんの抗体検査及び風しんの第5期の定期接種について、別添「実施機関一覧表」に記載する医療機関及び健診機関が、全国知事会を代理人とした市区町村との委託契約を締結すること

(連絡先)

担当部署：

担当者：

電話番号：

メールアドレス：

(参考) 【実施機関→市区町村→都道府県】 契約の委任スキーム

実施する事務

都道府県

1. 実施機関一覧表②を作成
2. 市区町村からの委任状及び実施機関一覧表①を保管

各市区町村から、以下の権限を都道府県へ委任

- ・ (風しんの抗体検査及び第5期の定期の予防接種について) 各実施機関からの委任に基づき、各市区町村との委託契約を締結すること

〇〇市

△△町

□□村

1. 都道府県宛て委任状 (様式: 別紙4) 及び実施機関一覧表①を作成
2. 各実施機関からの委任状 (様式: 別紙3) を保管

(委任状の内容) 各実施機関から、以下の権限を市区町村へ委任

- ① (風しんの抗体検査及び第5期の定期の予防接種について) 各市区町村との委託契約を締結すること
- ② 上記①に係る契約を締結する権限を、都道府県に再委任すること

〇△病院

△〇医院

〇□病院

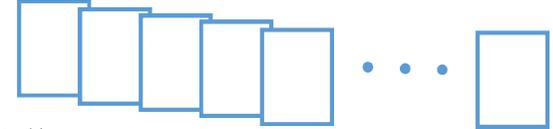
□〇診療所

1. 各実施機関において、市区町村宛て委任状を作成

作成・保管する書類等

<作成>

- 実施機関一覧表② (実施機関一覧表①を束ねたもの)



<保管>

- 委任状 (市区町村→都道府県) ※様式: 別紙4
- 実施機関一覧表①



<作成>

- 委任状 (市区町村→都道府県) ※様式: 別紙4
- 実施機関一覧表①



<保管>

- 委任状 (実施機関→市区町村) ※様式: 別紙3



<作成>

- 委任状 (実施機関→市区町村) ※様式: 別紙3

